

議案第 3 1 号

飛驒市下水道条例の一部を改正する条例について

飛驒市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

下水道法施行令の改正に伴う改正及び責任技術者の登録の有効期間を延長するための改正

飛驒市下水道条例の一部を改正する条例

飛驒市下水道条例（平成16年飛驒市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「2年」を「5年」に改める。

第25条第1項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飛驒市下水道条例第16条第2項の規定は、令和6年4月1日以後に責任技術者としての登録を受けた者に係る有効期間について適用し、同日前に責任技術者としての登録を受けた者に係る有効期間については、なお従前の例による。

飛驒市下水道条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第15条 略 (責任技術者の登録) 第16条 略 2 前項の登録の有効期間は、<u>2年</u>とする。 3 略 第17条～第24条 略 (除害施設の設置等) 第25条 略 (1)～(7) 略 (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年岐阜県条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 略 以下 略	第1条～第15条 略 (責任技術者の登録) 第16条 略 2 前項の登録の有効期間は、<u>5年</u>とする。 3 略 第17条～第24条 略 (除害施設の設置等) 第25条 略 (1)～(7) 略 (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年岐阜県条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 略 以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	下水道法施行令の改正に伴う改正及び責任技術者の登録の有効期間を延長するための改正
制定改廃の根拠等	下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令・環境省令第1号）が公布されたことに伴う改正及び市独自の改正を行うもの。
条例の概要	【改正の趣旨及び内容】 (1) 大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となり、環境基本法（平成5年法律第91号）や水質汚泥防止法（昭和45年法律第138号）といった関係法令に基づく大腸菌群数に係る水質基準についても大腸菌数に係る基準に変更されることから改正を行う。 （第25条第1項第8号関係） (2) 指定工事店の指定を受けたものの有効期間が5年であることから、合わせて申請を行う責任技術者の登録の有効期間を5年で統一する。 （第16条第2項関係）
市民への影響等	特になし
施行日	令和7年4月1日 第16条第2項の改正規定は、令和6年4月1日以後に登録を受けた者について適用
備考	